

退 場 処 分 ・ 不 正 行 為

尾張旭市軟式野球連盟は、競技の運営に関し、下記の通り取り扱うこととした。

【退場処分を受けた場合について】

- 1 試合に関して、暴力行為を行った場合
 - ① その行為の理由を問わず当該選手は、その試合を含めて最低その年度の試合出場を停止する。
 - ② その行為の理由を問わず当該選手の所属するチームは、その試合を没収し、最低次の大会の参加を認めない。
 - 2 試合に関して、野卑不作法な言動(言葉、態度等)により退場を命じられた場合
 - ① その処分の原因を問わず当該選手は、その試合を含めて、最低次に予定されている公式試合1試合の出場を停止する。
 - ② その処分の原因を問わず当該選手の所属するチームには、代表者を含めて、再度、当該行為のないよう嚴重注意する。
- ◎上記1、2の事案から3年を経過する前に、再度、同選手による退場処分が科せられた場合は、以後の当該選手の登録を認めない。その場合の所属チームの取り扱いについては、次の大会の参加を認めないことを最低の処分とする。
- ◎当該処分について、当該選手の異議を申し立てる機会を設けるものとする。

【参考】

(財) 全日本軟式野球連盟規程細則

(不正に関する措置等)

第10条 連盟主催大会において不正を行ったチームの措置は、次により処理する。

- (1) 試合中に発覚した場合は、その試合を没収し相手チームに勝利を与える。
- (2) 試合終了後に発覚した場合は、次の対戦相手に勝利を与える。
- (3) 決勝戦終了後に発覚した場合は、準優勝チームを優勝とする。

2 個々の選手の不正は、チームの責任とする。

3 試合に関連して、暴力行為を行った選手に対しては、その試合も含め、最低その年度の試合出場を停止する。

公認野球規則

8. 01 審判員の資格と権限

(d) 審判員は、プレーヤー、コーチ、監督または控えのプレーヤーが裁定に異議を唱えたり、スポーツマンらしくない言動を取った場合には、その出場資格を奪って、試合から除く権利を持つ。